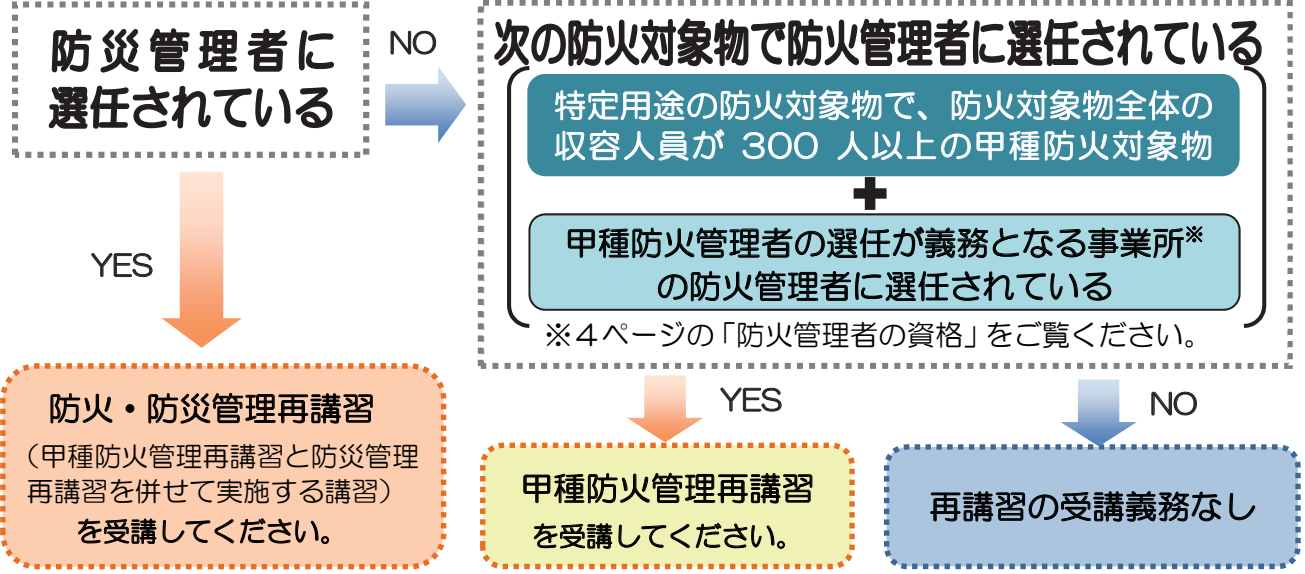


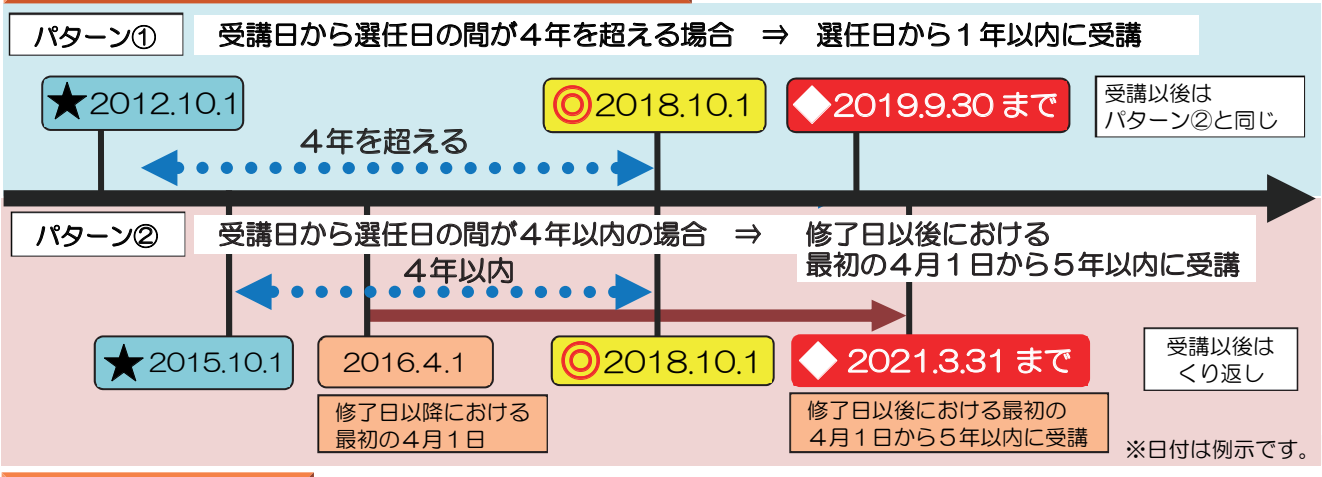
# 甲種防火管理再講習・防災管理再講習

一定規模以上の防火対象物に選任されている甲種防火管理者及び防災管理義務対象物に選任されている防災管理者は、新規講習修了後、5年以内ごとに再講習を受講することが定められています。(講習以外で資格を取得した方は、受講義務はありません。)

## 受講義務の有無の確認



## 防火・防災管理再講習の受講期限



再講習

## よくある質問

- Q 再講習を受講しないと、甲種防火管理修了証や防災管理修了証が失効してしまいますか？
- A 修了証は失効しませんが、防火管理者や防災管理者が選任されていないものと取り扱われます。**受講期限を確認し、期限内に必ず受講してください。**
- Q 防火・防災管理新規講習を修了し、甲種防火管理修了証と防災管理修了証を保有しています。防火管理者のみに選任されている場合でも、防災管理再講習を受講する必要がありますか？
- A 防災管理修了証を保有していても防災管理者に選任されていない場合は、防災管理再講習を受講する必要はありません。甲種防火管理再講習の受講となります。しかし、その後に**防災管理者として選任された場合は、防災管理再講習の受講が必要となります。**
- なお、東京消防庁の講習においては、防火・防災管理者再講習の受講となります。

※ 防火防災管理者として選任されている方で、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を別々に受講された方は、受講期限が延長される場合があります。